

『大南寔録』の成立過程

——道光五旬節慶賀使節を中心として——

林 正子

一、はじめに

前近代東アジア諸国には、「実録」とよばれる政府編纂の歴史書がある。七世紀に中国で制度化された「実録」の制作は、十四世紀以後も引き継がれ『明実録』さらに『清実録』（一般称）を生み、朝鮮国は『朝鮮実録』、越南国は『大南寔録』を編んだ。これらの「実録」が歴史研究にとって基本史料とされ、高い評価をうけ利用されていることは、いまさら言うまでもない。

「実録」は、漢文で書かれている点、主権者一代についての記録である点で、形式と思想における共通性をもつ。その一方では、それぞれの国の時代や社会を背景にもつ編纂の姿勢が異なる結果、完成した「実録」は一様というわけではない。

一例をあげれば、阮朝の『大南寔録』の場合、フランスの支配下で編纂した『正編第六紀』以後は、紀年法に西暦をとっている。

『大南寔録』は、一九三五年には日本政府によって原版木で印刷した六部が将来されている。さらに慶應義塾大学言語文化研究所では縮刷し、全二〇巻の洋装本として一九六一年から八一年にかけて公刊したため、利用は容易になっている。しかし、『大南寔録』についての研究は、フランス、日本、ベトナムで取り組まれてきたものの未だ十分な成果をあげているとは言えない。⁽³⁾（以下、越南の「実録」をさす場合に寔録の表記を使う⁽⁴⁾。）

一方、一九七〇年代にはいると、従来のフランス植民地史観から脱却した越南研究が現れた。先鞭をつけたのは、ウッドサイド氏の阮朝についての論考である。二代皇帝明命帝を中国型国家の設計者および建設者として位置づけ、

中央集権化の過程を明らかにしたのである。ウツドサイド氏に啓発され、政治改革の担い手としての阮朝官僚の分析が盛んとなり、中国化の解明が進んでいる。⁽⁶⁾一九九〇年代には、ベトナム史学界が阮朝再評価を主題に掲げて学術会議を開催した。⁽⁷⁾

さらに八〇年代には、日本人研究者も阮朝の一次史料である硃本や土地簿に基づく新しい研究を、開始した。⁽⁸⁾この方向は現地調査もふくめ、現在も進行中である。一次史料が使用できる現在、「実録」は越南史研究ひいては東アジア史研究においてどのような意義をもつのだろうか。

「実録」という各国共通の記述形式の歴史書が相互にもつ相違、つまり特色、独自性を比較研究することで、「実録の世界」とも呼びうる社会が総合把握できるならば、それは「前近代東アジア」究明の一助となるのではないかと考える。以上の探求目的の一篇として、本稿では「大南寔録」の成立過程」をとりあげた。

阮朝の寔録がどのように成立したかを検討するにあたって、明命期に焦点をしばり、明命十四年を一転機として『大南寔録』の原型が生まれた背景には、「実録」の体例の決定があつたことを明らかにしたい。まず、竹田龍児氏が注目された（明命十一年の道光帝五旬節の慶賀使節への『清実録』購入の密命）をとりあげ、ついで寔録編纂の難航と体例（中国の「実録」と寔録との関係）をさぐり、最

後に史官の一人裴溥を例として阮朝官僚の漢学素養の不分さが、明命帝を欽修という独自の編纂方法にふみきらせたことを考察してみたい。「国家の大典」である「実録」の解明は、皇帝と官僚および社会を映し出す鏡となるのではないか。『大南寔録』について言えば、阮朝再評価の一环ともなろう。

『大南寔録』のテクストは、慶應義塾大学言語文化研究所景印本を使用した。

二. 明命帝の「シナ趣味」と寔録編纂

明命帝（位一八二〇—四〇）の治世は、ほぼ道光帝（位一八二一—五〇）のそれと重なり、阮朝の黄金期は清朝の衰退期に相当する。明命帝が大南国号をとった一八三八年は、あたかも林則徐が欽差大臣に任命され、アヘン戦争への第一歩が踏み出された年であつた。明命期の『大南寔録』は、寔録にかかわる記事十五項を元年から二十年までに載せている。そのうち明命十一（一八三〇）年の一項以外は、阮朝の寔録をさしている。明命十一年の記事は道光帝五旬節慶賀使節に対する密命を記し、北京での寔録の購入を命じており、ここにいう寔録とは中国の実録を意味することは明らかである。⁽⁹⁾

明命十一年の記事——中国の実録購入——に奇異の感を

抱き注目されたのは、竹田龍児氏である。竹田氏はこの記事を『清実録』の購入と解され、次のように述べている。

帝は極力古書画及び古人の奇書を購入して帰れと命じており、明命帝のシナ趣味の程を窺わしめるに足るものがあるが、その際もし「清朝実録」が手に入るならば値は問わない旨を述べていてその執心ぶりには驚かざるを得ない。いくら金を積んでもそれは容易に手に入る筈もないものであることをまさか知らないわけではなからうと思われるからである。⁽¹⁰⁾

前年十年に派遣された歳貢使が、人參下賜と玉器購入に失敗し免職された事実につづいて『清実録』購入の密命が下ったことを、帝王個人の度はずれた「シナ趣味」とみなされたのである。

さて、明命帝が詩文に巧みで乾隆帝を好敵手とみなしたこと、宮廷で好んで中国故事を話題として官僚の無知を嘆いたことは、『寔録』に散見する。つづく紹治、嗣徳の二帝も漢学をよくしたが、なかでも明命帝の中国傾倒は、「熱帯の順京（フエ）の空に北京の空を見ていた」とウツドサイド氏が評したように、周知の事実である。しかし、明命十一年の記事は帝王の奇矯な趣味に解消できるものだろうか。問題の鍵は、『清実録』をなぜ明命帝が必要としたか、にあるだろう。

『清実録』でただちに想起されるのは、『寔録』が当時ま

さに編纂中であり、しかも難航していたことである。

阮朝が『大南寔録』として結実する寔録の編纂に着手したのは、一八一（嘉隆元）年であった。嘉隆帝は二つの詔を下し、「国朝寔録」のために書物収集を開始した。まず、黎朝以来の文献が散逸した責を西山政権に帰し、広南朝の二百年の中圻経営が越南の統一をもたらしたことを述べ、全土に民間からの献書を求めた。さらに南圻に対して、嘉隆帝の業績を伝える文献・口碑が求められた。書物には懸賞がかけられたが、その成果は九年後の明命元年に至っても満足なものではなかった。⁽¹⁴⁾

明命帝は即位した年の正月に寔録作成の前提となる起居注官を設け、五月には改めて書物収集を奨励した。⁽¹⁵⁾ 同月、「国史寔録」編纂のために国史館が創設された。⁽¹⁶⁾ 翌年（一八二）五月、「列聖寔録」官修の命令を下し、国史館を修史所と定めた。編纂人員は総裁の阮文仁、副総裁の鄭懷徳・范登興を中心に、纂修・編修・考校・収掌・謄録からなる総勢六十三人であった。⁽¹⁷⁾

明命帝は、寔録とほぼ同時に玉牒の編纂も開始させた。総裁は寔録副総裁を兼ねた范登興だった。范登興は玉牒の体例として、前紀・正紀（明命二十年前編・正編と改められた）という二部構成をとった。阮潢以前の確実な資料を欠く祖先を前紀に、阮潢を太祖とする広南朝の諸王を正紀に編んだのは、資料の有無を基準とするとも

に、『大越史記全書』の外紀・本紀の別を念頭においたものと見えよう。明命五年に玉牒の草本は進呈され、翌六年、范登興は没した。⁽²⁰⁾

同年正月、明命帝は父帝の「世祖高皇帝寔録」編纂のために資料収集を開始した。⁽²¹⁾ 范登興は病床から上疏し、かつて自らが即位前の阮福映の事績を筆録し、吏部におさめたものを参考とするよう求めた。⁽²²⁾ にもかかわらず、明命帝の在世中には、この筆録はとりあげられることはなかった。⁽²³⁾ 『大南寔録』が礼部尚書范登興の死を六月に記した後、「寔録」の語を再び明記するのは、上掲の明命十一年十月の密命においてである。ついで十四年四月「申命纂修列聖寔録」、十六年「充欽修寔録総裁潘輝混以草本進覽」、十七年には玉牒と寔録の避諱の扱いがしるされている。以上、明命十四年が一転機となつて編纂事業が一気に進展したことがうかがえる。

では、「寔録」と「清実録」とはどのような関係にあるのだろうか。「寔録」の記事を、竹田氏の句読点に従つてみていこう。

遣使如清以吏部左侍郎黃文宣充正使：帝諭之曰朕最好古詩古画及古人奇書而未能多得、爾等宜加心購買以進、且朕聞燕京仕宦之家多撰私書、寔録但以事涉清朝故猶私藏未敢付梓、爾等如見此等書籍、雖草本亦不吝厚価購之。⁽²⁷⁾

論文は、且字を境として二部分からなる。明命帝の密命の重点は後半にあり、それは前半にくらべ格段に具体的に「寔録」を特定している。後半部分を竹田氏は、「北京の官僚の家では多く私書を撰述し、寔録は但し事柄が清朝に關係するため依然として私蔵するばかりで敢えて刊行していない」と句読される。すなわち北京の官僚の蔵書には、「私書」と「寔録」との二種があり、「寔録」を「事柄が清朝に關係する」ところから『清実録』と特定された、と考えられる。しかし、清朝にかかわる記事をもつ寔録は『清実録』のみだろうか。

さて、論文の「撰私書寔録」は一語として読むこともできよう。「撰私書寔録」とは、「私書として寔録を撰述した」つまり、私鈔本寔録を指すとすれば、『明実録』の存在を無視するわけにはいかないだろう。寔録は本来、帝室が保存する秘書であり、明清では皇史宬に正本を収めた。⁽²⁸⁾ 私鈔本とは、民間が私蔵する窃写本を意味する。

『清実録』の私鈔本としては、『三朝実録』が知られている。「明史」編纂の際に窃写されたと推定される太祖・太宗・世祖の実録は、十七世紀の日本に将来され、鈔本を生んだだけでなく『清鑑易知録』として刊行された。⁽²⁹⁾ 康熙以後の隆盛をきわめた清朝に、私鈔本の海外流出の隙はなかった。『清実録』が流出するのは、清末の欧米・日本の侵略の結果である。

一方、周知のように『明実録』には私鈔本が多く、世界各地に散在している。⁽³⁰⁾ 明初には正副二部のみ作られた『明実録』は、万曆以後皇帝の閲覽用に副本二部が作られた。その際、書写にかかわった官僚間で個人的な鈔本が窃写された。やがて私鈔本を架蔵することは、士大夫としてのステータスシンボルとなった。⁽³¹⁾ さらに清代には『明史』編纂に動員された学者達の窃写が加わり、私蔵の『明実録』鈔本は増加した。江南の蔵書家は、様々な鈔本を家蔵した。一七八三年、『明史』完成とともに『明実録』原本は焼却された。⁽³²⁾ そのため明清研究にとつて私鈔本がもつ史料価値は、大きい。特に清朝成立にかかわる入関前の満州族の動向は、『清実録』では削られた事実を伝える。『明実録』私鈔本こそまさに明命帝のあげる「私書寔録」であり、「事涉清朝」という二つの条件を満たす実録といえよう。

三、慶賀使節への密命

明命帝の密命が『明実録』私鈔本の購入にあつたとすれば、明命十一年には入手の可能性があつたのであろうか。歳貢使を如清使、朝貢を邦交と称したことは、阮朝の清に対する自負心を示すものとして注目されてきた。明命二十年以前、歳貢使は二年一貢・四年遣使入京一次・兩貢並進と定められていた（嘉隆二年の規定）。明命期の越南使節

が北京に滞在したのは、二年・十年（一八二九）・十二年⁽³³⁾ 慶賀使節（一八三〇）・十四年・十八年、計五回である。規定通りに明命十年以後は四年に一回あて如清使が、北京に滞在している中で、一八二九年につづいて三〇年の慶賀使節が連続して入京した事実と密命は関連すると考えられる。

道光帝五旬節は、朝鮮国王純祖の三十年にあたる。この年の冬至使あるいは慶賀使によつて一揃いの『明実録』私鈔本が朝鮮にもたらされた。⁽³⁴⁾ 朝鮮国使節は、大金を投じ北京の書籍商から谷応泰（一六四七年の進士。『明史紀事本末』の著者）の旧蔵本を買い取るのに成功したのである。

私鈔本『明実録』購入は、純祖の密命であつた。壬辰・丁酉倭乱（一五九二―一九三・一五九六―九）と丙子胡乱（一六三六）を体験した朝鮮国が親事するのは明朝であつた。清朝は夷狄にすぎず、清の冊封を受けた後も国内で二十世紀まで崇禎元号を使いつづけたのはその一証である。⁽³⁵⁾ 清朝を夷狄、自国を中華の正統と位置づける小中華帝国にとつては、「中華の大典」である『明実録』を保持することは、正統性の継承を保証するために不可欠となる。『明実録』将来は、朝鮮国にとつて多年の念願であつた。

一方、清朝は国初から朝鮮に対する警戒を緩めず、書物の禁輸も厳しかった。二十四史はもとより『資治通鑑』や地誌の類は、一切持ち出しが許されなかつた。にもかかわ

らず刊行もない一六〇八年には『兩儀玄覽図』を入手し、同図は現在なお伝存している。ここにも、朝鮮側の小中華としての自国の強化という意識を読み取ることができまいか。

将来された谷応泰旧蔵『明実録』私鈔本は、報恩壇に祀られ、購入の事実には『朝鮮実録』はじめ一切の公の記録には残されなかった。そして十九世紀末には日本の侵略が激化する中で、『明実録』の刊行が企てられた。朝鮮国官僚は、清朝に代わる新たな夷狄として日本の侵略をとらえ、抵抗の一策としての刊行である。楯としての「中華の実録」という発想からも、『明実録』のもつ政治的価値の生命力の強さを知ることができよう。

さて、明命帝の耳にはどのようにして朝鮮国王の『明実録』将来の情報が、達したのであるうか。朝鮮国使節は毎年、北京に派遣されていたため、明命期の如清使は、いずれも朝鮮国使節と交流する可能性をもつ。さらに北京において黎明の越南・朝鮮両国の使節は、交歓の歴史をもつ。黎朝の馮克寛が李朝の李暉光と詩を唱和し対話したのは、一五九七年であった。かれらの詩と問答は、李暉光が記録し朝鮮で伝わった。越南では李暉光の詩集が将来され、高い評価をうけ歓迎されたことを、一六〇〇年代に渡航した朝鮮人が記録している。黎朝末には有名な黎貴悖が一七六〇年に、『東国文備考』編纂者をふくむ改革派の

文人官僚と交際していた。⁽³⁾

朝鮮国使節との交歓の歴史をふまえた明命帝は、如清使に北京での外交活動の一環として、着手以来難航している寔録の編纂にかかわる情報収集を、要求しなかったであろうか。〈北京の書籍商が『明実録』私鈔本を売りに出している。値次第で売る。〉という情報は、漢城のみならず順化へもたらされたのではないだろうか。

竹田龍児氏は、明命九年の如清使阮仲瑀・阮廷賓・鄧文啓が人參の下賜と玉器に失敗したことで、帰国後に免職されたことを指摘している。かれらが北京に滞在したのは、一八二九(明命十)年正月である。この年、谷応泰旧蔵本が売りにだされ、その情報に素早く対応できた純祖が、翌年一八三〇年派遣の使節に大金を持たせ購入に成功したのではないだろうか。如清使免職の背景には、『明実録』将来という得難い機会を朝鮮国王に攫われた阮仲瑀らの迂闊さへの怒りがあるう。

南帝として北帝(中国)と対峙する越南国王明命帝にあって、北京で越南国使の席次が「高麗・南掌・暹羅・琉球」の次に置かれたことは、不当極まりないものであった。すなわち「文献の邦」といわれる朝鮮も問題にならず、まして南掌は越南の朝貢国、暹羅・琉球は「夷狄」の国であり、国体を損なう席次に従うことはない、と主張した。⁽⁴⁾朝鮮と同等の待遇を要求したのは、明命帝に始まらな

い。例えば黎朝の仁宗が、一四五七年に袞冕賜与をもとめた表文にも見られる。南帝として明命帝は、朝鮮国王の動向に対抗意識をもち注視していたとみられる。

明命帝にとって一八三〇年の慶賀使節派遣は、前年に逸した千載一遇の好機を償う可能性をもつ機会であった。黄文宣の一行に『明実録』購入の密命を与えたのは、当然であらう。特使の人選からも明命帝の期待が、読み取れる。この時の副使は潘輝注である。かれは『歷朝憲章類誌』の著者として高名であり、やがて明命十四（一八三三）年に新任される寔録編纂の総裁潘輝湜の弟である。慶賀使節は、一八三二年正月の北京に滞在した。

ついで一八三三年に北京に滞在した如清使の副使の一人潘清簡は、一流の政治家であり学者として知られ、『寔録』編纂の中心人物でもある。潘輝注、潘清簡があいついで副使に任命されたのは、明命帝の『明実録』入手をめざす強い意志の表れと言えよう。朝鮮への『明実録』私鈔本流出に清朝の統制の緩みを読み取った明命帝が、私鈔本の購入のさらなる可能性を探らせるための人選と考えられる。二人の漢学の識見は、『明実録』私鈔本情報を確認するためには不足はない。

『大南寔録』には、『明実録』に関する記事はない。しかし、『大南正編列伝二集』巻二六諸臣一六におさめられた潘清簡の伝には、帰国後の昇進が「充如清副使、及還、擢

大理寺兼辦刑部事務、充機密大臣」と明記されている。寔録編纂の史官が刷新されたのは、潘清簡ら明命十四年如清使が帰還した翌年四月であった。史官の刷新は、明命帝が阮朝の寔録がとるべき体例として『明実録』私鈔本を入手したことを、を思わせるに十分ではないだろうか。

四、史官刷新と史官裴溥・欽修

史官が刷新され、寔録編纂が急展開を始めたのは明命十四年であった。その前年には、開国功臣であり嘉定に根づいたキリスト教徒の強力な後盾である黎文悦が没している。黎文悦の死後あいつぐ反乱の中で、明命帝は中国化政策を推進していった。中央集権化は北圻・南圻を順化の支配下におくために不可避の選択だった。中央集権を円滑に運営し官僚群を掌握し、阮氏が権力を保持しつづけるために、寔録はどのような役割を果たしたのであるうか。

以下、『裴氏家譜』を中心として史館刷新と史官裴溥の漢学素養をとりあげ、寔録の成立編次と原寔録との関係をとらえ、中国型寔録の完成の背景には欽修という独自の編纂方法の創始があったことを検討したい。

さて、明命十四年の新任史官六人の一人裴溥は家譜を残し、そこには同年四月の二つの上諭が収められている。以下、『裴氏家譜』によって寔録編纂事業についていき

たい。『裴氏家譜』は、嘉隆七年と明命十一年の序をもち、記事の下限は明命十七年である。同書卷三誥勅類は、明命十四年四月十四日の日付けをもつAⅡ四二五字とBⅡ一六字の上諭を記す。Aは当時の史館刷新の理由を、Bは新任史官の官名・氏名を述べている。二つの上諭を、『大南寔録』正編第二紀では一項(三〇三字)にまとめ、四月に登載している。Aによつて寔録では省かれた史官の勤務状態を補うことができる。すなわち開設後十三年目の史館は、明命帝にとっては「現在の人員は、偶然その任にある者で本気で取り組んではないし、かといつて増員を求め完成を目指すわけでもない」無気力状態でしかなかつた。史官に対する処分は、「現在ある草本は、練り上げられたものではない。それは職務に忠実に努めなかつたためである。本来なら処罰に相当するが、死亡や移動の結果で当初の適任者がほとんど残っていないことを考慮し、寛大に扱う」というものであつた。

ここで明命帝があげる「列聖寔録」の草本とは、鄭瑞明氏が「後に『大南寔録』前編寔録・列伝、正編第一紀・列伝となる原本」と呼ぶものであろう。すなわち『大南寔録』はこの「原寔録」(草本・原本)を、『明寔録』の体例という大枠の中におさめたものではないか。「原寔録」を『寔録』として完成させるために、新史官は毎日輪番で作業に当たつたことを命じられた。開館の日は、上諭がくだされた

翌日四月十五日であつた。

つぎに『大南寔録』の成立編次について検討する。川本邦衛氏によれば、嘉隆帝の一八一一年の命で国朝寔録の編述が始まり、紹治四年に「前編」一二巻が上梓され、「次いでザロン帝以下の歴代皇帝の寔録が国史館で編集され、」嗣徳元年に『正編第一紀』が板刻されてより、維新三年までに『第二紀』から『第六紀』が板刻された、という。川本氏によれば、『前編』刊行の後に『正編第一紀』から『第六紀』が順次編纂・刊行されたことになる。『正編第二紀』以下は、明命・紹治・嗣徳・建福・同慶帝の死後に正統の本紀として編まれた。問題は、『第一紀』の嘉隆帝寔録の編纂が紹治四(一八四四)年に始まり、嗣徳元(一八四八)年に刊行された、とみる点にある。

『正編第一紀』冒頭に掲げる刊行を請う国史館総裁・副総裁の上表(嗣徳元年二月二十一日)には、「遡自明命二年、迄今二十七年、節自編纂、經奉鑒定」とある。これに先立つ明命二年五月「命官修列聖寔録」の条は、

命官修列聖寔録、帝留意纂述、初即位、求四方遺書、勅大臣輯中興初所見聞者以獻、又令京外文武四品以上、具陳履歷。

と記し、当初から嘉隆帝本紀および列伝の史料収集が意図されている。明命六年にはかさねて「世祖高皇帝寔録」の史料が求められているのは、前述の通りである。そこで、

明命二年に始まる編纂事業の結果、明命十四年には「原寔録」が成立していた、と考えられる。

明命十四年以後の「原寔録」から『寔録』への編纂過程で注意されるのは、明命帝自らが史筆をとる欽修が実施されたことである。同年十二月には、「欽修寔録」という語が『寔録』に初めて現れ、同十六年に草本を進呈した潘輝湜は「充欽修寔録總裁」と記されている。欽修とは皇帝が名目上の総編纂である欽定とはちがいが、草本に自ら親筆で加筆訂正を加えて完成稿を作り、事実上も編纂を統括し名実ともに総編纂を兼ねることである。⁵⁰「原寔録」に「当重加考訂潤色、務須筆削有法、采擷無遺。每一紀成、準即精繕呈進。」を命じ、さらに自ら手をくわえ正本を作ったのが、明命帝の欽修の実態であった。

欽修の導入は、編纂事業を加速した。『大南寔録』の記事は、草本再考の命令（明命十五年）、草本の進呈（同十六年）、避諱の扱い（同十七年）、寔録所での編纂・嘉隆帝功臣の登載・南史編纂の企図（同十八年）、「列聖寔録」（同二十年）とつづく。とくに南史Ⅱ越南史の編纂が企てられたことは、『寔録』の体例が明命帝の満足のいく形で定まり、阮朝の寔録としては微調整を要するのみの状態の草本の成立を思わせる。欽修は、明命帝が創出した独自の編纂方法である。それは、当時の史官の漢字素養の深淺と関わっていたと言えよう。さらに『裴氏家譜』に拠って、裴

溥を一例として明命期官僚の漢学について検討してみたい。

裴溥の生涯は、『大南寔録』正編列伝二集卷一七諸臣列伝が記し、さらに家譜によって補える。公式の経歴を『寔録』は次のように述べる。河内省青池県の出身。裴氏は黎朝の洪徳年間（一四七〇—一九七）に進士（後に兵部尚書）を出し、裴溥は八世の子孫に当たたる。嘉隆年間初め、詔に応じて知県に任じられた。ついで知府・戸部・兵部を歴任し、嘉定城鎮の鄭懷徳に保举され嘉定城の刑・兵を担当して業績をあげた。明命十一年、兵部右参知に昇せられた。後、寔録正編編纂の纂修にあてられた。同十七年、六十一歳で卒し、嗣徳十一年には賢良祠に祀られた。

河内省青池県が阮朝期に多くの举人を出し、官僚の供給に寄与したことは鳴尾稔氏が指摘している。⁵³裴溥は家譜の明命十一年自序に、裴氏の興隆はかれの官界入りをきっかけとする明記する。一族の発展につれ祖先を「追感之誠」はいよいよ切実となり、家譜三巻を編んだというわけである。家譜によれば、八世までの祖先の経歴は不明であるが、八世以後は農業のかたわら読書を好んだことが、強調される。曾祖父の代に富裕となり、義橋を架ける際の纏め役や、朝廷の檄に応え義兵をあげ反乱に対抗するなどの活動を開始した。在地の活動を基盤として裴氏が目指したのは、科挙に合格し官界入りをはたし一族のさらなる発展を保証することだった。父は己亥科（一七七九）の国子監

監生で、黎朝が滅びると鄭桂政権に仕官した。まもなく鄭氏が西山政権に倒されると、私塾を開き極貧の生活を支えながら、裴溥の教育には費用を惜しまなかった。

裴溥は長男であり、「九歳学挙業、十一歳遍読史部」という早熟の才を示した。挙業に励み裴溥の出世の糸口は、『寔録』の記す嘉隆元年七月十日の詔であった。『寔録』は詔の対象を「黎旧臣及郷貢士人等」と明記し、「北河隱逸者争出効用」という結果を伝えている。⁵⁴⁾家譜は

詔天下士庶、有學術才能者、許各科事条陳上実封事、
命官考閱、中格者随才録用

と詔を載せ、応募者は千人を越え二十番で合格した裴溥を五番へと引き上げたのは、嘉隆帝であったと特記する。二十七歳で官界入りした裴溥は、家譜に任命書を記録している。登用理由は嘉隆元年の「頗有学問」に始まり、「素有学識」、「頗有文学」、「素諳政事」とつづき、明命十一年の「文学政事、在所簡知」に至る。一貫するのは、学術・文学に対する高い評価である。裴溥の本領が漢学にあることは、明命五年冬に如清使甲副使に擬されたことから知られる。やがて明命帝の下、科挙が整備されていく中で裴溥の息子は、高官の特権である蔭によって試験を免除され、任官していった。

越南では家譜と呼ばれる族譜は、中国・朝鮮・琉球のそれと共通性および独自性をもつ。中国では、族譜は科挙を

目指す際に自己の出自の確証として必需品として、十八世紀の清朝の盛時に普及した。一方、現存する越南家譜は、十八世紀後半から二十世紀初めに集中するという。⁵⁵⁾なかでも十九世紀後半から二十世紀の家譜は、伝統的な子孫中心型から中国的な祖先中心型への転換を示すこと、が指摘されている。転換の理由を末成道男氏は、「交通手段の発達による社会圏の拡大もさることながら、ベトナム村落結合の相対的弱体化が最も基本的な要因として挙げられるのではなからうか。これに伴い、父方キンドレッドから父系リニージの分節としての性格を強めていく過程にあると考えられる。」とされた。⁵⁶⁾

『裴氏家譜』は中国型である。世系は上祖から始まり、上祖は「以農業肇家、且好讀書樂施予、時有唐人風」と記され、読書と施予とを中国文化の撰取の結果とみなしている。明命帝が、軍人にかけて科挙出身の文官を政権の中樞にすえる政策をとる以上、中国型家譜製作は裴溥にとって、一族の過去にたいする感懐というよりも、より積極的な将来の裴氏のさらなる繁栄を確保する手段だったのでないだろうか。

嘉隆帝に「学術才能」を見いだされ、明命帝に越南国使に擬せられたのみならず、史官に任命され寔録編纂にたずさわった裴溥ですら、漢学の根は挙業にあった。明命帝は、しばしば官僚の漢学の浅いことを嘆き、読書を勧めて

いる。国子監に蔵書を整備し、明命五年には「文学優長」を条件とし、国子監監生に官僚への道を開いた。⁽⁵³⁾ 阮朝官僚の漢学や識見は、明命帝にとって「寔録を編むに足りぬ」と映っていたのである。⁽⁵⁴⁾

五、小 結

以上のように、嘉隆帝が一八一一年に編纂を命じた阮朝の寔録は、明命帝に引き継がれ『明実録』の体例に越南史書の独自性を加え、一八三五年の原寔録をへて、一八四四年に『大南寔録』として成立した。その際、明命帝自らが史筆をとった欽修という形で皇帝権を行使したことは、注目される。欽修は、紹治帝、嗣德帝と継承され、嗣德期には寔録の過半が刊行をみた。

嗣德帝の死後、三年間に四人の皇帝が廃立され、一八八六年にフランスの同意の下、同慶帝が即位した。同慶帝の寔録である『正編第六紀』では、『大南寔録』はもはや大清元号をとらず、西暦で紀年する。『第六紀』以降も寔録は編纂されたが、成泰、維新両廃帝（『第六紀』附編）および啓定帝（『第七紀』）の寔録は、刊行されることなく鈔本のまま残された。一九四五年退位した保大帝についても日々記録が作られており、阮氏の寔録編纂に対する強い意思が知られる。

では、阮氏はなぜ寔録編纂に固執したのであるうか。従来、「実録」の性格については二つの見解がよく知られている。第一は、*veritable record*と英訳される「事実の記録」とみるものである。第二は、「官吏の官吏のための歴史書」とするものである。相對する二見解のほかに、『大南寔録』の成立過程の検討は「一家の書」としての「実録」の一面を示す。「書善不書惡」という家譜編纂の原則は、欽修ときわめて近いと言えるのではないだろうか。

明命期には、いわゆる小中華帝国である大南国が成立した。明をあくまで正統中華とみなした阮氏は、夷狄の清に對して朝貢を潔しとせず如清と称し、朝鮮国と同等の待遇を要求した。阮氏は、越南史において自らを黎明の後継者と任じ、西山政権を抹殺し、史上最初の統一政権と位置付けた。明命帝は、越南正統政権としての阮朝の不朽化を、中国型国家建設で実現しようとした。その際『明実録』の体例に拠った「国家の大典」＝寔録に欽修を創始したことは、史官の先頭に皇帝がたち「褒貶の権」をも握る点で、科挙官僚の完全な掌握を図るものではなかったか。

本稿では、明命十四年に『明実録』を体例とし、阮朝の寔録が原寔録の状態から脱皮し、越南の独自性をいかしながら『大南寔録』として結実していく過程を考察した。史館や史官の制度面、越南史書の独自性、さらに『大南寔録』のもつ未解明の多くの問題については、今後の課題としたい。

(1) 註

- 寔録の将来の経緯および景印公刊については、松本信廣「安南史研究上の二資料—Bibliographie annamiteと大南寔録」『史学』一五一—(一九三六)、竹田龍児「影印縮刷版『大南寔録』の刊行」『三田評論』五九七(一九六二)、大澤一雄「大南寔録」と松本信廣先生」『稲・舟・祭—松本信廣先生追悼論文集』(一九八二)を参照。
- (2) 慶應義塾大学言語文化研究所の二〇巻本および鈔本『大南寔録』(陳荆和「順化城研究旅行雜記」『台湾文化』三一五 民國三十七年。同「大南寔録」と阮朝鈔本について」『稲・舟・祭』)の内容は、註末の附表の通りである。
- (3) 書誌学として E. Gaspardon, *Bibliographie annamite*, BEFEO XXXIV (1934) I. の大作も僅かにふれるにすぎない。松本信廣氏も『寔録』の冒頭の上論・編纂官名の紹介にとどまっている。『史学』一五一—。陳荆和氏および陳文岬氏も『大南寔録』の全貌を解明する專論を著していない。『寔録』は前編・正編の構成、紀年法、列伝、整版刊行、欽修などの独自性をもつ。本稿では欽修をとりあげ、その他の点については今後つづけて検討していきたい。一九九〇年には、Philip Langlet, *L'Ancienne Historiographie D'Etat Au Vietnam*, Tome I, Ecole Française D'Extreme-Orient collection De Textes Et Documents Sur L'Indochine XIV. が刊行され、『大南寔録』の分析をおこなっている。Langlet氏の論考は、次稿にとりあげたい。
- (4) 寔字の使用について陳荆和氏は、越南独自の漢字遣いと明命帝の皇后の避諱とによると解された。〔『大南寔録』と阮朝鈔本について〕。
- (5) A. B. Woodside, *Vietnam and the Chinese Model. A Comparative Study of Vietnamese and Chinese Government in the First Half of the Nineteenth Century*. Harvard East Asian monographs, 140. Harvard University Press. Cambridge (Mass.), London, 1988.
- (6) 嶋尾稔「ベトナム阮朝拳人の出身地について」上・中・下『慶應義塾大学言語文化研究紀要』二五・二六・二七(一九九三・一九九四・一九九五)。同「二〇世紀初頭のベトナム拳人の出身地について」『慶大言語文化研究所紀要』二八(一九九〇)。同「ベトナム阮朝前期(一八〇七—一八四〇)拳人の任用官職に関するノート」『慶大言語文化研究所紀要』二九・三〇(一九九七・一九九八)。嶋尾氏の研究は、R. B. Smith, *Politics and Society in the Viet-Nam During the early Nguyen period (1802-62)*, *Journal of the Royal Asiatic Society*, 1974, Nola Cooke, *The Composition of the Nineteenth-Century Political Elite of Pre-Colonial Nguyen Vietnam (1802-1883)*, *Modern Asian Studies*, 29, 4等を参照せよ。
- (7) P. Langlet, *ibid.*, p. 9.
- (8) 桜井由躬雄「ベトナムにおいて新たに公開された漢籍史料について」『東方学』八八、一九九四。殊本とは、阮朝一代にわたる奏文など朝廷関係の第一次史料を集大成したものの。各

史料に皇帝の朱筆がふさされているため、硃本と呼ばれる。

【大南寔録】七 二三九〇頁。

(9) 竹田龍児「阮朝初期の清との関係」(二八〇—二八一—二八七〇)

(10) (山本達郎編『ベトナム中国関係史——曲氏の台頭から清仏戦争まで』山川出版社 一九七五) 四九九頁。

(11) 【大南寔録】五 一六二二頁、明命三年春三月。

(12) A. B. Woodside, *ibid.*, Preface.

(13) 【大南寔録】三 八四三頁。嘉隆帝は詔で「立国之道必有經常飭治之規、須求典故。我越丁李陳黎歷代相承政、有因革、其間典章法度豈無可述。」と述べ、正統性の根拠として寔録を位置づけている。

(14) 【大南寔録】五 一四八四頁。集書は反阮朝書籍を掃討する役もはたした。明命十九年二月に『黎史統編』の民間所蔵を禁じているのは、その一例である。

(15) 【大南寔録】五 一四五五頁。同上五 一四八四頁。

(16) 【大南寔録】五 一四八七頁。論には「国家開拓以來、列聖相垂二百年。迨我世祖皇帝中興、混一区宇。其間事跡勲烈、苟非史冊何垂示永久。」と述べる。

(17) 【大南寔録】五 一五五五—一五六頁。詔に「庶於神伝聖繼之其図、文顯武承之謨烈、昭垂不朽、以躋古昔典謨命之隆。」とあり、祖先の功業を記録し「不朽」とすることを目指している。

(18) 【大南寔録】五 一五五一頁、同上四、一〇七三頁(大南正

編列伝初集】卷五、范登輿)。

(19) 陳荊和編校『校合本大越史記全書』解題(東京大学東洋文化研究所付属東洋学文献センター、一九八四—八六)。

(20) 【大南寔録】六 一八一—一四頁。

(21) 【大南寔録】五 一八〇三頁。論には「垂示神功聖徳於無窮矣」とある。

(22) 【大南寔録】六 一八四—一頁。「大保勤政殿大学士德国公范忠

雄公墓碑銘」(潘清簡『梁溪文章』卷三)。

(23) 【大南列伝初集】卷五諸臣二(大南寔録)四 一〇七四頁)。范登輿の草本が取り上げられたのが二十四年後であったことは、欽修とかわるであらう。

(24) 【大南寔録】八 二七三七頁。

(25) 【大南寔録】一〇 三五三七頁。

(26) 【大南寔録】一〇 三八六六頁。

(27) 竹田龍児「阮朝初期の清との関係」一四五五頁。

(28) 李鵬年「皇史歳——我国古老的档案庫」『故宫博物院院刊』

一九七九—四。

(29) 今西春秋「我国伝存の清三朝実録に就いて」『稲葉博士還暦記念滿鮮史論叢』一九三八。

(30) 間野潜龍「明実録の研究」『明代文化史研究』一九七九。

(31) 吳晗「記明実録」『国立中央研究院歴史語言研究所集刊』一八 一九四八。

(32) 謝貴安「明実録研究」(天津出版社 民国八四年) 二六一頁。

(33) 『光緒会典』の規定では阮朝の朝貢は四年に一回であるが、

朝鮮は「毎年四貢、於歲末合進」と毎年入貢が定められている。現実の入貢は必ずしも規定と一致せず、以下、フェアバンク・鄧嗣禹両氏が作成した現実の入貢表に拠る。(J. K. Fairbank & Teng Ssu-yu, *Ching administrations: Three Studies. Harvard-Yenching Institute Studies* XIX, Harvard University Press, Cambridge (Mass.) 1960, P. 196)

(34) 以下、『明実録』鈔本と朝鮮については小田省吾「半島現存の皇帝明実録に就いて——纂史余録——」(『青丘学報』一三、一九三三)に拠る。

(35) 崇禎元号を使用した一例として、靖国神社にある「北関大捷碑」をあげることができる。豊臣秀吉の朝鮮侵略に抵抗した義兵の記念碑は、「崇禎甲申後六十五年」(一七〇九「康熙四十八」年)と建立の年を記している。

(36) 李光濤「記東国朝鮮之求書」『明清史論集』下、民国六〇年。平川祐弘『マテオ・リッチナ伝』二一九九七、平凡社。

(37) 金永鍵「安南国使臣唱和問答録に就いて」『印度支那と日本との関係』富山房、一九三三。

(38) 一五九七年、趙完璧は丁酉倭乱の渦中で虜となり日本に連行された後、文筆の才をかわれて貿易船に乗組み、越南国又安省興元県に三回渡航した。かれを朝鮮人と知って、鄭氏一族の高官らが李暉光(芝峯)の詩集を見せたのである。かれらは、朝鮮に日本が侵略したことをよく承知しており、趙完璧

の境遇に同情を惜しまなかった(岩生成一「安南国渡航朝鮮人趙完璧伝について」『朝鮮学報』六、一九五四。片倉穰氏は、趙完璧の事例を「ベトナムは、朝鮮とは地理的に遠く離れた国ではあるが、朝鮮の文化や情報が伝えられ、貴重な交流が行われていたのである」ととらえ、「ベトナム人にとっての朝鮮は、単に高麗人參の産地であるばかりでなく、中国との冊封的国際関係において類似の位置を占める国であり、近くは秀吉の侵略の対象となった地域であり李芝峯のごとき優れた文人を出した国でもあった。朝鮮との文化交流などを通して、ベトナム人、とくに高官・知識人は「貴国乃礼儀之邦、与鄙国同体」(『趙完璧伝』)という認識に到達し、同じ儀礼の国として親近感を持っていたのであった」と理解する(『東南アジア渡航朝鮮人に関する覚書——豊臣秀吉の朝鮮侵略により強制連行された朝鮮人と東南アジア』)『日本近世初期における渡来朝鮮人の研究——加賀藩を中心に——』一九九〇年度科学研究費補助金(一般研究B)研究成果報告書(代表鶴園裕)。

(39) A. B. Woodside, *ibid.*, Preface to the Paperback Edition.

(40) 竹田龍児「阮朝初期の清との関係」四九九頁。阮仲瑀は註(42)にみるように、明命十四年の新任史官六名の一人でもある。

(41) 『大南寔録』一一四七二七頁、明命二十一年冬十二月。

(42) 『明英宗実録』天順元年六月癸卯朔(中央研究院版『皇明実録』卷二七九)。

(43) 鄭瑞明「清代越南的華僑」九四頁。潘清簡は「大南寔録」正編第二紀補載・第三紀の總裁として寔録編纂にあつた。

(44) 『大南寔録』二〇 七八七九頁。

(45) 東洋文庫蔵鈔本マイクログフィルム版、X―1―17六。

(46) A

傍線は「寔録」に欠ける文字、▲は「寔録」とAで異なる文字、①⑥はBでの順序を示す。(句点は原本のまま)。

明命拾四年、肆月十四日、内閣臣何宗權張福題、奉上諭、「国之有史、所以信于今而伝諸後、朕嗣統云初、即欲纂述前徵、以成一代信史、業経営建史局、再遴員恭修列聖寔録、預茲選者、榮之以燕賚、優之以慶給、当如何勉礪、用副責成、乃当次正副總裁、以並纂修以下等員、不能奮勵敢歇休、久淹年歲、嗣而有遷調、有物故者、其現在諸員、亦委為適然、不思悉力統辨、又不

能奏請増派承修、以期蒞事、朕欲恭誦奉誥、則現在僅存草本、尚未精繕、似此承辦不力、孤員殊深、本應交部嚴議、惟念預斯選者、除物故外調外、今只寥寥無幾、亦不必追究、即当簡員充辦、以底于成此次恭修玉牒、經準礼部尚書潘輝湜、充正總裁、以右侍漏院為纂修之所、所有寔録各紀、亦着因便于該処辦理、仍派戸部尚書張明講、与潘輝湜均充總裁、其現任部院堂官、除前經預事之黎登瀛阮科明、茲不準再預外、余準每日每員、輪次云辦、以期早濟、限本月十五日吉辰、開館辦理、至如纂修考校等員名、酌吏部即于部院司内、酌量遴派、以充承辦、此番即經朕丁寧申命、当如何認真出力、即將現成草本、重加考訂潤色、務須筆削

有法、采挿無遺、每一紀成、準精繕呈進、俾得敬謹捧誦、追觀歌光、而顯讓承烈之隆、永昭來許、朕朝夕厚望、寔切佇觀厥成、其各凜遵無忽、欽此、

吏部
吏部堂恭錄
之即

B

明命拾四年、四月拾四日、臣張福題、臣何宗權、奉上諭、「此次恭修列聖寔録、經準潘輝湜張明講均充總裁、至如會辦之部院堂官、未有明指職名、茲簡派戸部張登桂、礼部黎元忠、兵部阮仲瑀、刑部裴溥、工部阮忠懋、都察院何維藩、均充纂修、仍遵前諭挨次、每日每員輪換云辦、余編修以下、至騰録等員名、着吏部即于部院司員内、酌派以充辦承行、欽此、」

吏部
吏部堂恭錄
之即

(47) 傍線はA・Bに欠ける文字を示す。

申明纂修列聖寔録。帝諭曰。「国之有史所以信于今、而伝諸後。朕嗣統云初、即欲纂述前徵、以成一代信史。業経営建史局、再遴員恭修列聖寔録。預斯選者、榮之以宴賚、優之以慶給、正當勉加淬礪、用副責成。及当次總裁纂修以下、不能奮勵敢休。久淹年歲。今朕欲捧誦、則僅有草本、尚未精繕、似此承辦不力、

孤員殊深、本心交部嚴議。惟念多已別調物故、現在寥寥、不
 追究。今當簡員充辨、以底于成。其令戸部尚書張明講、^①礼部尚
 書潘輝混、均充總裁。戸部左參知張登桂、刑部右參知裴溥、^②
 工部右參知阮忠懋、都察院左副都御史何維藩、兵部署右參知
 阮仲瑀、礼部左侍郎黎元忠、均充纂修。準日各一員輪次會辨。
 余編修・考校・謄録・收掌、由吏部即于部院司員、酌量遞派。
 仍以右待漏爲纂修之所。此番既經申命、當重加考訂潤色、務須
 筆削有法、采摭無遺、每一紀成、準即精繕呈進。朕朝夕厚望毫
 切、其凜遵之。」

(48) 鄭瑞明「前掲書」。

(49) 『東南アジアを知る事典』(石井米雄等監修。一九八六、平凡社)の「大南寔録」の項は、松本信廣氏(『アジア歴史事典』六、一九六〇、平凡社)をふまえ、一九九九年の和田正彦氏(石井米雄監修。『ベトナムの事典』、同朋社)に継承されている。欽修の内容を紹治帝は、『大南寔録』前編刊行の上諭で

我皇考憲祖章皇帝適追來考思、闡前徽。嗣服之初、博求遺書、首開史局、命儒臣在館編纂、以專其責、總裁大臣從來訂正、以要其成。節次恭修樣進呈、欽奉裁定、益致精詳、紹治四年列聖寔録前編告成。經奉欽命付梓、裝潢成、尊藏于皇史成矣。

と述べ、自ら編纂に関与したことを明言している(『大南寔録』一 一二頁)。

さらに嗣德帝は具体的に欽修について、正編第一紀刊行の上

諭で述べている。

朕光紹鴻圖、率徇大下、深惟繼志、述事爲念。嗣統之初年、博求遺書、首開史局、爲簡命儒臣在館纂修、以專其責。又特派總裁諸大臣、時加訂正、以要其成。凡中外地方間有上進書籍、輒交館稽查、俾資參訂。節次據史官所進樣本、朕上遵聖訓、下採群書面加商酌裁正、務臻周妥。茲書成通進、朕恭謹詳閱。

すなわち欽修とは、史官の編纂した寔録草本の見本を、皇帝自らが閲読し筆削した後には正本とする、という意味である。嗣德帝は御製詩文集を残し、その越南史への一家言は『欽定越史通鑑綱目』に頭批として見られる。明命・紹治・嗣徳の三帝はいずれも漢学にたけていた。

(51) 『大南寔録』九 三三九〇頁。一〇 三三三七頁。一〇 三八六頁。二 四一七七頁。一二 四五〇一頁。

(52) 『大南寔録』二〇 七七七八頁。

(53) 嶋尾稔「ベトナム阮朝の拳人の出身地について」上。

(54) 『大南寔録』三 三三二頁。

(55) 末成道男「ベトナムの家譜」『東京大学東洋文化研究所紀要』一二七(一九九五)。越南では族譜と称さず家譜と称するなどの特徴については、多賀秋五郎『宗譜の研究・資料編』(一九六〇)に詳しい。

(56) 末成道男「ベトナムの家譜」。

(57) 『大南寔録』五 一六一二頁。

(58) 『大南寔録』五 一七五〇頁。
嶋尾稔氏は、嘉隆期から紹治期にかけての阮朝挙人のデータを「国朝郷科録」の分析・整理し、免職経験者が十六パーセントを越え、その二割が復職していることに注目している。

「阮朝官吏が、決して安定した地位を保持していたのではな

(60) 陳荆和「順化城研究旅行雜記」。

く、耐えざる浮き沈みの危険にさらされていたことが知られる」という傾向は、人材不足とのかかわりを思わせる（「ベトナム阮朝前期（一八〇七―一八四七）挙人の任用官職に関するノート」）。

附表

書名	皇帝名(①)②は継承順を示す)	巻数	刊行年	景印版巻数
大南寔録前編	広南朝 九代	二二巻	紹治四年	一
大南寔録正編	阮朝			
第一紀	嘉隆①世祖高皇帝(一八〇二〜一九)	六〇巻	嗣徳元年	三十四
第二紀	明命②聖祖仁皇帝(一八一九〜四〇)	二二〇巻	嗣徳一四年	五十二
第三紀	紹治③憲祖章皇帝(一八四一〜四七)	七二巻	嗣徳三〇年	一三十一
第四紀	* 嗣徳④翼宗英皇帝(一八四七〜八三)	七〇巻	成泰六年	一五十一
第五紀	* 建福⑦簡宗毅皇帝(一八八三〜八四)	八巻	成泰一二年	一九
第六紀	同慶⑨景宗純皇帝(一八八五〜八八)	一一巻	維新三年	一九
大南列伝前編	広南朝	六巻	嗣徳五年	二
大南正編列伝初集	阮朝 嘉隆	三三巻	成泰元年	四
二集	明命	四六巻	維新三年	二〇
* 附	⑤瑞国公膺禎(一八八三〜八三) ⑥廢帝郎国公(一八八三〜八三)			
**	⑧出帝膺躋(咸宣帝)(一八八四〜八五)			
鈔本				
第六紀附編	⑩成泰(一八八九〜一九〇七) ⑪維新(一九〇七〜一六)	二八巻	両廢帝	
第七紀	⑫啓定帝(一九一六〜二五)	一〇巻		

(はやし まさこ・東洋文化史)